

## 不当な差別的取扱い

「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障がいや理由にして、区別や排除、制限すること



例

- インターネットカフェが、その方に精神障がいがあるとわかった途端、店の利用を拒否した。
- 視覚障がいの方が入学を希望したところ、自筆でレポートが書けないことを理由に入学を拒否された。

車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障がいに関連することを理由にして、区別や排除、制限すること

例

- 盲導犬を連れた方が、「動物は店に入れることができません」とレストランの入店を拒否された。
- 電動車いす利用者が、階段しかないことや、店の広さを理由に入店を拒否された。

## 合理的配慮

時間や順番、ルールなどを変えること



例

- 知的障がいのある方に対してわかりやすい言葉で書いた資料を提供する。

設備や施設などの形を変えること



例

- 建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置するなど、車いす利用者自身が容易に建物に入ることができるように対応する。

補助器具やサービスを提供すること

例

- 発達障がいのある方のために他人の視線などをさえぎる空間を用意する。

## ～共生社会を目指して～

# 障害者差別解消法ができました

2016年4月から障害者差別解消法が施行されます  
障がいのある方もない方も、チャンス・待遇は平等に！

## どんな法律？

- 障がいを理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけません。
  - 社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。
  - 国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めること。
- などを定めています。

## この法律の目的は？

障がいがあってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らしたり、勉強したり、働いたりできるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会を実現することです。

## 不当な差別的取扱いとは？

例えば、「障がいがある」という理由だけでアパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障がいのない方と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

## 合理的配慮とは？

聴覚障がいのある方に声だけで話す、視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読みあげないなどは、障がいのない方にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある方には情報を伝えてないこととなります。障がいのある方が困っている時にその方の障がいに合った必要な工夫ややり方を伝えて、それを相手に理解してもらうことを「合理的配慮」といいます。

障害者差別解消法では、役所や会社・お店など（事業者）が、障がいのある方に「合理的配慮」をしないことも差別となります。

## 役所と会社・お店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店など（事業者）も禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障がいのある方が困らないようにできるだけ努力することになっています。

ただし、合理的配慮に、例えば、お金がかかりすぎたりすることもあります。その場合は、他の工夫ややり方を考えることとなります。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけません (禁止)	してはいけません (禁止)
合理的配慮の提供	しなければなりません (法的義務)	するよう努めなければ なりません (努力義務)





# 市の取り組み

市では、手話通訳及び要約筆記の方法により、聴覚障がい者などとの意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣を行っています。

このことにより、聴覚障がい者などの社会生活上の利便を図るとともに、社会参加と自立を促進し、福祉の向上を図っています。

市が主催している講演会や研修会などに、積極的に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、誰もが住みやすいまちづくりに今後も取り組んでいきます。

また、市が発行する広報紙について、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、文字における情報入手が困難な障がい者に対して、点字・声の広報などを発行し、社会生活上必要な情報を提供しています。



## インタビュー

高塚政生さん  
【市自立支援協議会権利擁護部会長】



障がい者が市内で暮らしていく中で、環境整備がまだまだ不十分であり、住みにくいと考えています。市などが環境整備をし、自宅であれ事業所であれ、最初の設計段階から合理的配慮が成されている建物が建設されるような方向になってもらいたいです。そのために、市内の設計事務所や設計士に環境整備要項などを配布し、障がいがあっても住みやすく、使いやすい建物が増えればと思います。

## インタビュー

一柳初太郎さん  
【市障害者福祉団体連合会長】



みなさんの障がいの程度は同じではありません。いろいろな障がい者団体がありますが高齢化に直面しています。ルールは確かに大事ですが、障がい者団体の育成も課題ではないかと考えます。いろいろある障がい者団体の周知に始まり、大きい団体、小さい団体を問わず、みんなが集まって楽しめる場所の提供や、きめ細やかな障がい者への支援の拡充もして頂ければと思います。

## インタビュー

加地彰子さん  
【(県委託)療育等支援事業相談員】



障がいがある(かもしれない方も含む)お子さんやその家族の支援の場で25年。寄り添い支援することで、少しでも家族のしんどさが少なくなればと考えてきました。「障がいがあってもなくてもみんなが笑顔で暮らせるまち」になるために、当事者をとりまく行政・事業所そして地域がつながること、それぞれが相手の立場にたち「自分ごととして」思いやるのが大事だと思います。

## インタビュー

鈴木 太さん  
【NPO法人今人倶楽部代表】



ルールができたことにより公的機関などは変わっていくのかなと思います。都会しかできなかったことが自分たちのまちでもできるようになっていくきっかけになってスタートしてくればと考えています。まち全体が変わり、ある程度フラットな段差のないまちができて「心のバリアフリー」ではないですが、次の世代、子どもたちにも波及し、障がいのある人が普通にまちに出かけたりできる四国中央市になればと思います。

権利擁護部会の様子



# 市民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、市民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。



電車やバスなどで席を必要としている方がいたら、優先席でなくても席を譲る。



盲導犬など身体障がい者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。



視覚障がいのある方を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。



障がいがある方を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

# 事業所の望ましい取り組み

障害者差別解消法の対象となる事業所とは、一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人など全てです。

事業を継続するうえで加重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。



車いすの利用者などのために、店舗などの出入りにスロープを設置するなどして段差を解消する。



車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



【問い合わせ】  
生活福祉課 28-6023